

総合センターの今後のあり方について(素案)に対する意見と市の考え方(案)について

意見区分	意見内容	市の考え方(案)
指定管理者制度に関する意見	指定管理者制度移行後、隣保館の位置付けはどうか。	国の補助対象としての隣保館ではなくなるが、総合センター地域において隣保館設置運営要綱(平成14年4月1日厚生労働省施行)に規定する事業は必要であると考えており、今後は素案に示している全市的・総合的な人権啓発意識の普及高揚を図るための開かれたコミュニティ施設としての運営を考えている。
	指定管理者制度への移行は、市の責務を放棄するものである。	指定管理者制度は、民間事業者の持つノウハウ等を活用することで、より効果的・効率的な施設の管理運営を図るものであり、総合センターの設置目的である人権啓発の推進は、指定管理者制度の導入如何にかかわらず行政の責任において行うものである。
	指定管理者に総合センター事業の丸投げをせず、差別をなくす行政責任を明確にすべき。	
	総合センター所長が市職員でないと、国の補助が受けられない。行政責任を果たすためにも、総合センター職員は市職員を配置すべき。	国においては、指定管理者に対する経費は委託料との見解であるため、指定管理者制度に移行すると補助対象外となるが、地区施設の機能統合による効率化と、総合センター運営審議会をはじめ地域住民や関係団体等の意見を踏まえながら策定する仕様による事業の質の確保、また民間事業者の手法活用による維持管理経費削減により、施設の設置目的の実現は可能であると考えている。 こうしたことから、市職員の配置は考えていないが、行政の責務である人権啓発推進の観点から指定管理移行後についても積極的に関与していく。 また国に対しては、指定管理者導入後についても補助対象とするよう機会を捉えて要求していく。
指定管理者制度のメリット・デメリットを明確にしたい。	<p>【メリット】 民間のノウハウを持った事業者の参入により、多様でスピーディな事業をきめ細かく実施することができ、利用者の満足度を上げ、サービスの向上やより多くの利用者の確保が期待できる。 民間事業者の手法を活用することにより、管理に関する経費の効率化を図ることができる。 指定管理者の選定手続きを公募とすることで、より多様な民間のノウハウを持った指定管理者の参入が期待できる。</p> <p>【デメリット】 指定管理者に対する経費は委託料であることから、指定管理者制度を導入すれば厚生労働省の隣保館運営事業費補助金の対象外となる。 総合センターについては、同和問題の歴史的、社会的背景に対する正しい認識や人権啓発に関するノウハウが必要であり、受託者にそうした実績がない場合、管理運営に支障を来すおそれがある。 短期間で指定管理者が交代した場合、ノウハウの蓄積を妨げるおそれがある。</p>	
施設使用料に関する意見	総合センターでは、地域住民の自立促進や周辺住民との交流促進の観点から、利用者の自主グループ化を求め、活動を支援してきた経過があり、こうした利用については目的内利用として引き続き無料とすべき。	総合センターについては、社会福祉法に規定する隣保館として、無料または低額な料金での利用に供することとしていたことから、目的内利用については無料としてきた経過があるが、公共施設については公平性の確保と受益者負担の適正化の観点から使用料を設定しており、総合センターにおいても他の公共施設と同様に、使用料については原則有料とする。
	減免規定を設けるとしているが、対象となる団体や減免率などについて明らかにすべき。	施設の設置目的の実現のため、目的内利用については他の公共施設と同様に減免措置を行うことで利用促進を図る。
	使用料を有料化するなら、現在活動している登録グループに対して説明責任を果たし、理解を得るべき。	今後、減免対象となる活動内容や減免率について検討を行い、確定次第グループ等に説明を行い、理解を得ていく。
施設に関する意見	人権啓発・市民交流の場として、耐震補強など施設・設備の充実を図られたい。	公共施設の整備については、「公共施設の最適化に向けた取組について」に掲げる考え方に基づき、施設の設置目的に対する効果の検証、管理運営の効率化および費用対効果など様々な要素を踏まえて検討していく。
	安上がりだけを目的とした公共施設の統廃合を安易にしないでほしい。	総合センターへの機能統合に関しては、旧青少年会館や旧老人福祉センター分館の機能を集約することで、より効果的・効率的な事業展開を図るために実施しているものである。
その他	差別はまだなくなっていない。総合センターはなくてはならないものである。	総合センターにおいては、未だ誤った忌避意識による差別意識が見られる同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、各種啓発事業を実施することで、人権啓発意識の普及高揚を図るコミュニティ施設として運営していく。